

放送を巡る諸課題に関する検討会  
公共放送の在り方に関する検討分科会（第13回）

参考資料

1. 日時

令和3年1月15日（金）13時00分～14時10分

2. 場所 総務省内会議室

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷分科会長、大谷構成員、小塚構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、西田構成員、林構成員

(2) 総務省

武田総務大臣、谷脇総務審議官、秋本情報流通行政局長、湯本大臣官房審議官、犬童同局総務課長、井幡同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進室長、佐藤同局放送政策課企画官、富岡同局放送政策課企画官、萩原同局放送技術課長、林同局地上放送課長、三島同局情報通信作品振興課長、吉田同局衛星・地域放送課長

4. 議事要旨

- (1) 事務局から公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（案）に対する意見募集の結果及びそれを踏まえての公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（修正案）の説明

【内藤国際放送推進室長】

それでは、まず、資料13-1、これは意見募集の結果概要と、それに対する考え方の案につきまして、説明をさせていただきます。

資料の1ページ目にございますとおり、昨年11月25日から30日間の意見募集を行いまして、3,097件の御意見の提出がございました。そのうち、NHKや日本民間放送連盟を含む放送事業者等からのものは、36件となっております。

これらにつきまして、2ページ目以降で、まずは左側にいただいた御意見の抜粋、または概要をお示しさせていただき、右側に考え方の案をお示しする形としてございます。

それでは、まず、2ページ目から御意見と考え方の紹介に入らせていただきたいと思います。2ページ目の1点目は、第2章の事実関係に関する記述につきまして、NHKからの御意見を踏まえて、受信料の国際比較の時点を2019年度である旨の修正を行うこととしてございます。

次に、2ページの下段でございますが、繰越剰余金の受信料の還元につきましては、民間放送事業者、事業者団体や個人の方も含めまして、賛同の御意見をいただいております。

次の3ページの下欄からは、受信料の還元に関するNHKからの御意見となっております。長

いので少し要約させていただきますが、受信料の還元については、NHKの自律性に留意すべき。また、とりまとめ（案）で、政府がNHKの予算決算について、十分なチェック機能を果たすことが求められるとした点について、現行制度の枠組みを前提としている点を確認したいとの御意見がございました。

これに対する考え方としては、3ページの右の欄にございまして、とりまとめ（案）の記述を引きつつ、受信料還元については、単に勘定科目を設けるにはとどまらず、これを受信料引下げに充当することを義務づける制度を導入することが適当であり、留保が認められる剰余金の水準については、国民視聴者からの意見を踏まえ、明確かつ適正な水準とする必要があると考える旨を記載してございます。

また、一番下のなお書きにおきまして、政府によるNHKの予算、決算のチェックは現行制度に基づき、果たされるべきものとする旨を記載してございます。

次に、5ページを御覧ください。2つ目の欄に、子会社の内部留保についても、配当水準を含めて包括的に検討することを期待する旨の御意見がございました。これについては、中間持株会社の回答と関連いたしますので、詳細は後ほどとさせていただきたいと存じますが、中間持株会社と、その傘下の子会社については、これまで以上に配当をしっかりと行う旨を明らかとすることを求める旨を記載してございます。

そのほかは基本的には賛同の御意見が続いておりますけれども、5ページの一番下では、約1,700億円の建設積立金についても、できる限り還元目的の積立金に充当することを要望するとの御意見がありました。これに対する考え方といたしましては、NHKにおいて、国民視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、既存業務の見直しなどを踏まえつつ、事業規模について不断に精査することが求められる旨を記載してございます。

6ページからが、中間持株会社の導入に関する御意見となっております。とりまとめ（案）では、中間持株会社の導入につきましては、合理化、効率化の効果が十分にあるのか、階層が増えることにより、ガバナンスが弱くならないのか、国民視聴者に対する透明性が低下しないのかという3つの点について、NHKに引き続き説明を行うことが求められるとしておりましたところ、今回、NHKからの御意見におきまして、追加の説明がございました。

長いものとなりますので、右の欄の考え方におきまして、NHKの説明の要約を行っておりますので、そちらに触れながら紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、合理化、効率化につきましては、子会社の経営管理部門を共通化して、NHK本体の人員を増加させることなく、子会社の役員数の半減、管理部門の要員数の3割減などの経営管理部門の人員削減を図り、次に、中間持株会社が核となって業務の総合管理を行い、重複機能の整理を進める

こと。ガバナンスについては、子会社の経営戦略部門を中間持株会社に集約し、子会社の事業計画の作成を担うとともに、傘下の子会社まで100%の完全親子関係を構築し、幹部に適切な人材を配置することで強化することとされておりまして、これらによって、設置にかけたコスト以上の効果を出すことを目標とし、その効果を、毎年度の事業計画の評価の際に検証することとされておりまして。

次に、透明性につきましては、中間持株会社と傘下の子会社の透明性を高める取組を継続すること、最後に、子会社からの配当や特別配当などの在り方について検討し、視聴者への還元の原資とすることなどとされておりまして。

こうした説明を踏まえまして、中間持株会社制の導入の効果について、一定の具体化が図られたものの、NHKの国民視聴者への説明責任などの観点から、追加的な留意事項が必要としておりまして。

まず、1点目といたしまして、NHKにおいては、中間持株会社の導入による具体的な効果について、毎事業年度検証を行うのにとどまらず、その内容を明らかにすることで、国民視聴者に説明責任を果たしていくことが求められるとしておりまして。

2点目といたしまして、NHKに適切に中間持株会社及び傘下の子会社の利益剰余金が還元されるよう、中間持株会社の傘下の子会社からの配当及び特別配当、並びに中間持株会社からのNHKに対する配当の在り方について、健全な運営に必要な水準を超えて剰余金が蓄積されないことを具体的に明らかにすることが求められるとしておりまして。また、単にNHKに公表を求めるだけではなく、政府においても、NHKの中間持株会社及び傘下の子会社からの配当が適切なものとなっているかについて、十分なチェック機能を果たすことが求められるとしておりまして。

こうしたことを踏まえまして、第3章にNHKの御意見の要点を記載するとともに、今後の方向性についても、このような考え方を記載する修正を行う旨を記載してございまして。

次に、10ページの下欄に、民間放送事業者事業者団体や個人の方からも、中間持株会社制の効果について、具体的な説明を求める旨の御意見がございましたので、これに対しては、一部とりまとめ（案）の記載を示しつつ、先ほど説明した考え方を改めて記載してございまして。

次に、13ページからが、受信設備の設置届出制や居住者情報の照会に関する御意見となっております。とりまとめ（案）では、これらの制度について適当ではないとしたところ、民間放送事業者、事業者団体や個人の方からも賛同の御意見がございました。

ただ、16ページの下から2つ目の欄からは、NHKからとりまとめ（案）で、居住者情報の照会に関する、取り上げた問題点につきまして、これについての御意見と、それに対する考え方を示してございまして。まず、NHKから、これは16ページの下から2つ目の欄になりますが、大規模な個人情報の取得との記述につきまして、実際の個人情報の取得件数は大幅に削減可能である旨の御意見があ

りました。これに対しましては、削減可能との御意見であるといたしましても、具体的にどの程度まで削減できるかが明らかではない以上、大規模な個人情報の取得と判断せざるを得ないとしております。

次に、16ページの一番下の段では、取得した個人情報の第三者提供について、文書発送に使用し、委託法人による訪問活動に使用するものではないため、事実認識のそごがあるのではないかととの御意見に対しては、これはNHKの昨年のヒアリング資料におきまして、文書の発送の後、回答がない場合には訪問による対応を行うこととされておりますため、照会により取得する個人情報を使用することが予定されており、また、現在、NHKにおいて、訪問活動を多くの法人に委託している実態があることから、委託する法人などとの関係について整理が必要との認識にそごはないと考えるとしております。

次に、17ページの2つ目の欄の照会先に大きな負担となる部分について、対価を支払うので、前提事実の認識にそごがあるといった御意見に対しましては、照会件数が大規模であることから、照会先に費用面やリスク面での大きな負担を生じさせることは、NHKからの対価が支払われるか否かに関わらず、想定される課題であるとしております。

その次の居住者情報の照会について、受信設備の設置確認を行うことという課題を上げておりましたところ、これは現行の制度における当然の前提であるので、問題点として記載することは適当でないとの御意見がございまして、これにつきましては、受信設備の設置確認には訪問も必要であり、そのための費用も引き続き生ずる趣旨であることを明らかとするよう、本文の記述修正を行うこととしております。

次の18ページからが割増金に関する御意見となっております。

まず、制度設計をしっかりとするとともに、ワンセグ機能付き携帯電話やチューナー付きカーナビなどについて、十分な配慮が必要とした部分は妥当としつつ、これらや自宅以外の住居についての契約に関する割増金については、国民視聴者の理解を得られないのではないとの御意見がございました。これに対する考え方といたしましては、とりまとめ(案)の考え方について改めて記載をしつつ、第3パラグラフのところで、受信契約の対象世帯や対象となる受信設備の具体例などについては、受信規約において、今、定められておりますところ、NHKにおいて、引き続き周知を行うとともに、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要がある、また、割増金の適用対象としない場合については、NHKにおいて、受信規約などで可能な範囲で明らかにしつつ、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があるとしております。

ここから先、おおむねとりまとめ(案)の記述を考え方の案として示すものが続いております。その上で、19ページの一番下のところでは、割増金は契約自由の原則を定める憲法の精神に反すると

の意見がございまして、これに対する考え方といたしましては、2017年の最高裁判所の判決を示しつつ、受信料制度が特定の個人、団体または国家機関などから財政面での支配や影響が及ぶことがないように、放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが受信設備の設置者全体により支えられる事業体であることを示すとともに、具体的にどのような制度を構築するのが適切であるかについては、憲法第21条の趣旨を具体化する放送法の目的を実現するのにふさわしい制度について、立法裁量が認められる旨が判示されていることを取り上げております。その上で、割増金は公共放送の公平な負担を確保し、放送法の目的を実現するために有力な選択肢である旨を記載してございます。

次の21ページが、訪問営業活動の注視に関する御意見となっております。こちらは基本的に賛同の御意見と、あと、訪問営業の問題点を指摘する御意見となっております。

続いて、22ページ以降がNHKと民間放送事業者との連携に関する御意見となっております。民間放送事業者、NHK共に、こちらは賛同の御意見となっておりますけれども、23ページの3つ目の欄からは、民間放送事業者から具体的な連携の要望が御意見としていろいろございまして、これに対しては、今後、NHKと民間放送事業者との間において協議され、具体化されることを期待するとしております。

一方、25ページにございますように、個人の方からNHKと民間放送事業者との連携は、両者の事業範囲や責任範囲を曖昧にすることから不相当との御意見がありまして、これに対する考え方としては、NHKと民間放送事業者の連携は、それぞれの事業範囲において、必要なネットワークの維持管理などについて、両者の協議を通じて内容を具体化しながら取り組むものでございますので、これによって、事業範囲や責任範囲が不明確となるものではないとしております。

26ページからが、インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方に関する御意見となっております。

とりまとめ（案）では、受信料を担うものを受信設備設置者として、インターネット配信などは任意業務とする現行制度は、現段階では多くの国民視聴者が公共放送をテレビで視聴している実態と整合的としておりましたところ、民間放送事業者、事業者団体からはこれに賛同する御意見がございました。

26ページの下欄に、インターネット活用業務に関する受信料の見直しを行う際には、国民視聴者の意見を踏まえた多角的な議論が必要との御意見があり、これに対しては、総務省において今後の参考にすべきとしております。

一方、27ページの下から2つ目の欄のように、個人の方からは、インターネット活用業務を本来業務とすべきとの御意見もありましたが、これに対しては、とりまとめ（案）の記載を示す形で回答

を示しております。

次の28ページからが、衛星付加受信料に関する御意見となっております。

民間放送事業者や事業者団体からは、衛星付加受信料の見直しの検討に早期に着手すべきとの御意見がありまして、これに対する考え方としては、とりまとめ（案）の第7章の記述を示して、NHKにおいて速やかに検討を進め、考え方を示すとともに、その進捗を踏まえ、改めて検討の場を設け、広く議論を行うことが適当としている旨を示しております。

このほか、いわゆる受動受信問題について不合理であり、受信料体系を見直すべきであるといった御意見や、地上契約と衛星契約を統一させた受信料へ移行すべきなどの御意見もございました。

29ページ以降が、とりまとめ（案）そのものに関係しない御意見となっております。

まず、NHKにおいて、三位一体改革に取り組み、受信料体系水準の見直しを行うことを求める旨の御意見があり、これに対する考え方としては、とりまとめ（案）の第7章に記載のとおり、この分科会で昨年6月にとりまとめた「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」に示されるように、引き続き、三位一体改革の推進が望まれること、その上で、受信料体系の水準については、NHKにおいて業務の合理化、効率化を進め、その利益を国民視聴者に適切に還元していくといった取組が求められるとしております。なお、一昨日の13日に、NHKから中期経営計画が公表されまして、その中において、受信料の引下げを行う方針が示されたことにつきまして、参考として記載をしております。

このほか、32ページの下欄からスクランブルに関する御意見の要約と、それに対する考え方を示しております。本とりまとめ（案）では、スクランブル化について検討はしておりませんが、NHKは放送法に基づき、あまねく全国で受信できるように放送することなどを求められておりまして、料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、広く国民視聴者を対象とする公共放送の役割になじまないとした上で、2017年の最高裁判所の判決における受信料制度の趣旨の考え方を示しております。

また、次の33ページの真ん中の欄のNHKの解体、民営化をすべきとの御意見については、NHKにおいては、引き続き公共放送としての社会使命を果たしていくことが求められるとしております。

このほか、放送番組の内容について、公共放送としてふさわしくないとの御意見がありました。これに対しては、まず、番組内容については、放送法の下では、自らの責任で放送番組の編集をするものとされていること、また、番組のジャンルにつきましては、NHKを含む地上波の基幹放送事業者は、教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組を設けることが求められていること、さらに、NHKについては、豊かで良質な放送番組の放送を行うことなどが求められていることに触れて、

NHKにおいては、こうした放送法の規定を踏まえ、国民視聴者の信頼に応えつつ、公共放送としての社会的使命を果たすことが求められるものと考えられるとしております。

また、34ページでございますように、Eテレの売却などに反対する御意見も寄せられておりましたが、これに対しては、本とりまとめ（案）でそもそも検討していないものの、先ほどの考え方と同様に、特定基幹放送事業者には、教養番組及び教育番組などを設けることが求められていることを示しております。

今回、多数の御意見をいただいている関係上、一番最後に、全てを取り上げることは困難であるので、このほかの公共放送の在り方に関する御意見については、総務省において今後の参考とすべきとしております。

資料13-1の説明は以上となっております。

次に、資料13-2のとりまとめ修正案につきましては、先ほど説明いたしました。受信料の国際比較の時点の明記、中間持株会社制に関する記述の追加、居住者情報の照会に関する問題点の記述の修正の3点が主要な修正となっております。このほか用語や表現に必要な修正を行っております。見え消しにて該当箇所をお示しさせていただいておりますので、説明内容は先ほどと重なりますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

## （2）質疑及び意見交換

### 【小塚構成員】

小塚です。2点、意見を申し上げたいと思います。

1点目は、中間持株会社に関することであります。抽象的な言い方をしますと、中間持株会社の道具性と言いますか、これはあくまでもガバナンスを規律するための1つの道具にすぎないということを強調しておきたいと思います。2点のコメントとも、おまとめいただいた資料の修正を求めるものではなく、これを賛成するという前提として申し上げるコメントですが、道具性というのはどういうことかと言いますと、今までの出資を認める子会社というものは、それ自体が、ある一定の活動を行うわけですし、その活動に意味がある。公共放送を行う事業体の子会社として意味があると認められているわけですが、中間持株会社は、持株会社というのは常にそうなのですが、傘下に子会社を持つこと自体が目的であるという特殊性を持った会社であるということです。

そのことから2つのことが出てくると考えています。1つは、事後的な検証の必要性というのを事務局案の中で強調していただいたのですが、これは非常に重要なことです。そして、この際に、例えば、今回、法改正、あるいは政令改正等によって中間持株会社について規定が置かれたとしても、

それを使わないという判断を何年か後にしたとしても、それは別に制度や政策が間違っていただけではない。あくまでも道具として、ある時点では使うことが便利であり、また状況が変われば使うことが必要なくなると、こういうことであって、その点について何か縛りをかけるものではないと考えてよいのではないか。

同じように、傘下に置く子会社の範囲についても、現在、NHKは中期経営計画を公表され、その中でも一定の考え方を示していますが、そういうことも今後、状況に応じて変わっていてもおかしくはないということです。

それから、同じ中間持株会社について、配当の在り方について、これも事務局から丁寧に説明をしていただきましたけれども、そのとおりだと思っています。これも中間持株会社を作ること、かえってそこに剰余金が蓄積されるようなことであってはおかしいわけでありまして、それはあくまでも道具にすぎない。同時に、NHKの提出した意見の中に、傘下子会社間の資金融通という言葉もあるとおりでして、中間持株会社とその傘下の子会社、この全体を仮に中間持株会社グループと呼ぶとすると、このグループとして必要な経費などを考えて、それを超える部分については本体であるNHKに還元するということが求められていくのではないかと思います。それに伴って、関連団体の運営基準などにも、これはNHKへの要望ですけれども、中間持株会社に関する配当の在り方について、はっきり規定を置いたほうがよいのではないかと私は考えます。

2点目です。民事の割増金に関することですが、これは制度としては有効なものだと思いますが、その運用については慎重であってほしい。北海道文化放送の意見、それから日本新聞協会からの意見にも出ていますけれども、一律の杓子定規な運用ということ、あるいは制度ができたからといって、それを振り回すようなことは、かえって視聴者の信頼を失うことになりますので、十分な説明に基づき、かつ柔軟に運用するということが必要であろうと思います。割増金を取るのが目的ではなくて、最近はやりの言葉で言えば、行動変容と言いますか、視聴者の行動が変わっていくことが目的であるということを、NHKにおいては銘記していただきたいと思っております。

#### 【新美構成員】

新美でございます。今の小塚構成員の2点目の点に関しては、結論的には賛成なのですが、民事上の担保措置であるということの根拠が示されていないことが気になります。民事での根拠は一体何になるのか。何をベースとした割増金なのかというのは書いておいたほうがいいのだろうと思います。従来の議論では、契約締結上の過失ないしは契約の付随義務が上がっていました。要するに、放送法における契約締結義務というのが、民事法上も信義則で認められる契約締結上の義務、ないしは、契約付随義務ということで、根拠づけられるということを書く必要があるのではないでしょ

うか。唐突な書き方がされていますので、罰則ではないかという意見が出ていると思いますので、そうではなく、民法の理論でも、これは十分に根拠づけられると書いたほうがいいだろうと思います。

それから、それとの絡みで若干気になるのは、最高裁判決ですが、これは受信料を遡って徴収できるという判決だったかと思います。受信料を遡って認められるというのは、契約の締結をした後、その締結の効力が遡及するという判断になるからなのです。そうしますと、遡及して効力が生じたならば、信義則上の義務違反はないのではないかというロジックも出てくるかと思います。

そうだとしますと、二段構えにしておいて、最高裁の判決はそこまで言うておりませんので、遡及効があるかどうか分からないけど、遡及効があるとしたら、義務が発生したときから遅滞に陥るから遅延利息が根拠となり得る。契約上の義務履行が遅れているということで、受信料分について、遅延利息がつくということがありますと。そうでなければ、小塚構成員の議論にありましたように、信義則上の義務として締結義務違反で割増金、ないしは損害賠償という考え方が、理論的には根拠として提示できる。そういうことを少し書いておいたほうが誤解を招かないのではないのでしょうか。そういう印象を持ってパブコメの意見を読んでいた。

#### 【宍戸構成員】

東京大学の宍戸でございます。今、受信料の割増金のお話もありましたので、3点手短に申し上げます。

まず、前提として、今回、事務局で、とりまとめの案とを、多数のパブコメをいただいたことを踏まえて作っていただいたものに基本的に賛成で、特に表現の修正などを求めるものではないことを前提で3点申し上げます。

1点目は、今の割増金を含めての話で、その運用及び法的な根拠について、新美構成員、それから小塚構成員から御発言があったところです。新美構成員から御発言があったように、これは何らか手を入れられるだとすれば、もちろん民事上の根拠も大事ですけれども、その背後に、そもその問題としてあるのは、本来、法が求めている受信設備を設置した者の間での公費負担が必要であり、それは公平に支えられる、みな受信設備を持った人が公平に支えるということが公共放送の存立基盤となっているのだということが、まず大きな根拠としてあって、その上での過失であるといった議論だということを明確にしておいていただくことも必要であり、また、それが実際にNHKが割増金の制度ができたときに運用する場合の基本的な指導理念となるだろうと思いますので、その点を申し上げておきたかったというのが1点目です。

2点目は、現在のとりまとめ（修正案）で言いますと、5ページの剰余金の問題、それから、8ペ

一社の中間持株会社のいずれについても、NHKの取組に対するチェック体制の問題であります。これは、いずれも新しい制度を導入することによって、しかるべきチェックが働くことが非常に重要であるだろうと思います。その際には、放送法のチェックの基本的な枠組みは、まず、執行部が責任を持って、適当なチェックというか実施を行い、それを経営委員会が議決等を通じてチェックし、また、そのことを前提とした上で、政府、それから国会という形での重層的なチェックがなされてきたところです。

そして、このようなチェックの仕組みは、とりまとめ（案）、それから、パブコメに対する応答でも御説明、引用されている最高裁判所の平成29年の判決において、民主的かつ多元的な基盤に基づき自律的に運営される事業体としてのNHKの在り方を前提にした仕組みであるということだと思います。今後、制度の運用に当たりましても、また、政府によるチェック機能の履行という場合におきましても、このような自律的な経営体としてのNHKの在り方を前提にした仕組み、運用をお願いしたいと思います。

最後、3点目でございますけれども、今回のとりまとめ（修正案）の一番最後の今後の進め方のところで、衛星付加受信料の見直しが、受信料の在り方のみならず、NHKの業務の在り方の両面にわたり、根幹をなす論点であるという記載があります。そして、これについてはパブコメでも、ここは重要であるという御指摘があり、また、1月13日のNHKの中期経営計画におきましても、その根底について議論して、方向性を示すということが明記されたところでございます。ここが重要であり、また、これに合わせて受信料体系の在り方、受信料額の在り方についても、引き続き、NHKにおいて、また、政府においても検討を深めることが特に重要であるということを申し上げておきたいと思っております。

この間の議論は、どうしても受信料額が下がるのか、どれだけ下がるのかという議論にメディアなどの注目もあったように思われますけれども、ここが根幹であり、それに応じて受信料体系、あるいは、受信料額も決まってくるのだ。ここについて、国民的な議論が必要であるということを発信していく必要があるかと思っております。

#### 【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。

現在のとりまとめ（修正案）については、私もこの内容について、修正等は必要ないと考えておりました。できるだけとりまとめ（修正案）に込めた意味というのを広く理解していただくように、これから事務局を中心に御説明をしていただければと思っております。

1点だけ、頂いた御意見の中で、NHKと民間放送事業者の連携について、多数の放送事業者か

ら個別の意見をいただいております、改めて地域の放送を、二元的な体制で維持していくことが、ある意味、困難な時期を迎えているのではないかとこのを改めて感じた次第です。

資料で言いますと、22ページから連携についての賛同意見が民放各社から続いているところなのですが、例えば、北海道の放送局、あるいは、新潟など、幾つも寄せられている御意見というのは、地域での放送ネットワークを維持していくのに、もしかすると、経済的、経営的にも不安定な要素をうかがわせる、そういった内容にもなっております。具体的には、例えば中継局のバッテリーの費用負担の細かい話も含めてですけれども、技術協力もありますし、NHKプラスの配信基盤などについても、共有できないかという御意見なども寄せられていて、民放各社におかれましても、様々なニーズが今も相当あるのではないかと考えております。ここに寄せられた意見というのは、ある程度、集約されたものということですので、協議の場というのを積極的に設けていただくことによって、民放各社との必要な連携といったものが、NHKにとっては努力義務という法律上の義務を果たすということにもなりますし、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいポイントとして、今回、項目としてとりまとめ（案）にも入れることができたのはよかったと思っております。

そこで、この中で、個人の方からも御意見を頂いて、25ページのあたりだと思いますが、NHKと民間放送事業者との連携についての、どちらかという、ネガティブな御意見を頂いているところなのですが、この回答を事務局で御用意いただいたものについては、このとおりで結構だと思うのですが、放送のネットワークを維持したり、あるいは、配信基盤といったものを一部共用したりという連携が進んでいくことによって、二元的な体制を支えている2つの放送事業者の大きなグループが、もたれ合いになってしまうことへの危惧といったものが、この言葉、御意見の後ろには隠れているような気もしております。

それぞれの二元体制の意味というのは、自立した表現の主体として、もたれ合いが生じないということも必要だと思いますので、これから民放各社との連携を深めていくに当たりましても、そういった国民からの監視といったものが行き届くような形で進めていくことも、他方で期待したいところでございます。

#### 【関口構成員】

関口でございます。とりまとめ（修正案）全体について、私も賛同いたしております、インターネット活用業務に関しての感想だけを述べさせていただきます。

今回のとりまとめの中で、活用業務としてのインターネット同時配信についての検討をしていただきまして、現時点での判断として、あくまでも放送業務の補助的な手段として、これを活用するという位置づけをしていただきました。海外でのイギリス、ドイツ等の実態も調べ、そのような制

度に習うことがふさわしいかどうかの検討もいただきまして、現時点では、これを取らないという選択を行ったと。これは、私は適切な判断だと考えておりますが、とりまとめ（案）でも、現時点ではという留保がついておりますように、今後、インターネット活用業務がどのように成長していくかということについては、今後とも、継続的に注視をしながら、ふさわしい制度の在り方というものを検討していきたいと考えております。

#### 【西田構成員】

東京工業大学の西田です。今回のとりまとめについて、基本的に賛成します。

その上で、1点所感を述べさせていただきたいと思います。とりまとめの資料の受信料の適正負担に関するところでございます。これに関連して、報道がものすごく先走っている印象を大変受けておりまして、今回のとりまとめ（案）、この間、議論に関わらせていただいたということもあって、妥当なものだと考えているのですが、これを妥当なものだと考えるには相当の高いリテラシーが必要だという印象を持っていて、それと同時に、世論というのか、それから関連の事業者や業界団体の関心も、専ら受信料の引下げに向いているということに、やや懸念を覚えます。今後受信料の引下げが行われたとしても世間の受信料引き下げへの期待はとどまることとところを知らないでしょう。恐らくは三位一体の改革という改革の方向性の理解の難しさもある種の難しさがあるものと考えておりますので、これを適切に周知が行われて、国民が理解、納得しないことには、改革が進んだとしてもNHKに対する不信感払拭されないということにも繋がりがかねません。総務省、NHK双方において改めて説明の徹底が必要と考えます。

#### 【林構成員】

事務局におかれましては、とりまとめ案にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。国民・受信契約者や放送業界関係者から、おおむね賛同の意見が得られましたことも、このとりまとめ案が関係各位の問題意識をうまく課題や論点として取り込んでいただいたからだと存じます。あらためまして感謝致します。

その上で3点申し上げますと、いずれも、先生方の御発言の繰り返しとなってしまいますがご容赦ください。

まず、いろいろ御意見のあった民事上の担保措置としての割増金についてですが、今回割増金の根拠規定が放送法に盛り込まれるという案が示されたわけですが、先生方のお話しにあったように、割増金の請求が、法律の権限に基づいて行われるものだとしても、これはあくまでラストリゾートであり、運用の謙抑性というのが根っこにある上での今回の制度化提案だと思います。また現実の

調査や受信契約の働きかけは、まずは、設置者への丁寧な説明と任意の協力により契約締結が行われるべきものでありますし、それが、これまで大宗としては、実態であったかと思えます。もちろん多数の苦情があったことは真摯に受け止めなければならないと思えます。今後は、NHKとして、何をどこまでやるかという話になるわけではございますが、もちろん割増金の権限規定を振り回して行われるものではなく、資料18頁で「割増金の適用対象としない場合については、NHKにおいて、受信規約等において可能な範囲で明らかにしつつ、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要がある」ということになると思えます。ここで「可能な範囲で」というのはNHKの広範な裁量を認めるという趣旨ではなくて、むしろ国民・受信契約者の納得・理解が十分得られる程度に、という意味だと思えます。

2点目は、インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方について、「インターネット活用業務を本来業務に位置付けるべきである」という意見が個人からあったところと存じますが、これに対して、「インターネット配信等は目的達成業務（任意業務）とする現行制度は、『現段階』では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えます」という事務局のご回答があったところですが、この点は関口構成員からもお話があったようにあくまで現段階では時期尚早だということであって、通信放送の融合・連携が今後も進むことは不可避ですので、時期が来ればいずれインターネット活用業務のあり方は大きな論点となることは、あらためてここで強調しておきたいと存じます。総務省で今後これに関する検討会を設けることも一案と存じます。

3点目は、NHKと民間放送事業者との連携については、大谷構成員からもお話がありました。事務局のご回答では、「NHKと民間放送事業者との間において協議され、具体化されることを期待」とございますが、単に期待をするというだけではなくて、ぜひ具体的に、目に見える形で、協議や連携といった方向で前進していただきたいと存じます。もちろん、受信料財源ですからNHKとしてもできることとできないことはあると思えますが、二元体制は、競争であると同時に、民放事業者もNHKも、どちらも広い意味で公共性の高い放送の担い手であるという点で、運命共同体でもございますので、ぜひそこは前向きに進めていっていただきたいと存じます。

#### 【長田構成員】

長田でございます。今回のとりまとめにつきましては、賛成をしています。ほとんど感想のようなものになりますし、これまでも先生方の様々な御指摘については、それぞれごもつともだと思ってお伺いをしていました。

その上で、今回のとりまとめの精神みたいなものを、きちんと国民が理解するというのはすごく

大切だと思っています。先ほど大谷委員からも御指摘ありましたけれども、どう分かりやすく説明をしていくのかというのが、これからの公共放送としてのNHKの在り方を決めていくのではないかという気もしておりますので、これは我々、構成員を務めた者も含め、総務省、そして、NHK自身にも、ぜひ公共放送というのはどうやって成り立っていくのかということについては、丁寧な説明をしていっていただきたいと思っております。

【多賀谷分科会長】

先ほど来の点について、私も少し発言させていただきます。割増金等について、私のコメントも入っていますが、その点については、もう一度、そのときの議論を思い起こして発言いたします。NHKと我々、受信者との間の関係というのは、基本的に契約関係ですが、ただ、それは、古い言葉ですが、行政契約というものであって、特殊な契約関係である。それについては、公法学者と私法学者は、それぞれの立場があるが、それを説明する具体的な良い例がないかと考えてみましたら、ちょうど公営住宅、県営住宅に関わる法律関係が、ある意味、それに近いのではないかと。公営住宅も、それに入居した場合には、公共団体との間で入居者は契約を結ぶわけですが、公営住宅には公営住宅法という法律があり、そこで、公営住宅が低廉な家賃で住宅を提供するために造られたものであるということから、一定の制約があるのです。その場合において、公営住宅を明け渡さなければいけない場合に、民法の借地借家法と公営住宅法に書いてある正当理由と、その両方が同じものなのか、あるいはそれは解釈が違ってくるのかということが問題になる。

ややこれに近いところがあり、受信契約というのは民法上の契約でありますから、民法の規定が、新美構成員がおっしゃったように適用はあるわけですが、なお、先ほど、宍戸構成員がおっしゃったように、公共放送の提供と、そういう観点から一定の制約が出てくる。ただ、その場合に、民法的な議論が適用されるのか、それとも公共放送として、公法的な規定が適用されるのかというのは、恐らく場合によって異なってくるだろうと。

実は、公営住宅についても、明渡しについて、公営住宅法の規定と民法の規定、どちらが優先的に適用されるかということも、判例でたしか幾つか分かれており、具体的な運用ということに多分なっていくだろうと思います。そういう趣旨で、私は申し上げたことなので、全面的に法的な規制で律するということを申し上げたつもりではありませんでした。そういうものとして御理解ください。

【内藤国際放送推進室長】 先ほどの新美構成員からのコメントに関連いたしましてですが、1つは延滞利息との関係というところがございますが、これはとりまとめ(案)そのものというよりは、運用実態ということで御紹介をさせていただきたいと思いますが、NHKにおいて、延滞利息の請

求というのは、そもそも契約をされていない方に対しては行っておらず、契約をされている方が延滞をして、裁判等に至った場合に請求をするという運用になっており、今の受信規約の規定においては、延滞利息そのものは、契約をされていない方に対しては請求をされないということになっておりますので、今回、仮に割増金というものが導入されたとしても、NHKにおける運用に直ちに影響を与えるものではないのではないかと考えております。

**【多賀谷分科会長】**

本日も皆様、活発な意見交換をありがとうございました。御意見は大体賛同の意見であると。ただ、今後についても、若干の御注文がありましたけど、本質的な変更はないと思います。

ただ、事務局と相談して、若干の補正をするかもしれませんが、その辺を含めて、この報告書の取扱いについては、分科会長一任とさせていただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【多賀谷分科会長】**

御異議がないようですので、補正、修正については、分科会長一任とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」及び『「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（案）」に対する主な意見（概要）とこれに対する公共放送の在り方に関する検討分科会の考え方』については、場合によっては、若干、今日の意見交換を踏まえた上で、補正、修正はあるかもしれませんが、事務局において公表していただくとともに、総務省において、これを参考としていただきたいと思います。

**（３）武田総務大臣挨拶**

**【武田総務大臣】**

今回のとりまとめに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

多賀谷分科会長をはじめとする構成員の先生方、公共放送と受信料制度の在り方について、計13回にわたり精力的に御検討され、本日、とりまとめをいただきましたことを深く御礼を申し上げます。

本会合は、昨年4月の新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言のさなかに開始されましたが、本日のとりまとめも、改めて出された緊急事態宣言の中ということになりました。

私は、総務大臣に就任以降、NHKの受信料については、こうした新型コロナウイルス禍の中で、公共放送として、国民視聴者から、納得を得られるようなものとしていくことが重要であると申し

上げてきました。

今回のとりまとめ（案）に対する意見募集では、3,000件を超える御意見が寄せられました。中でも繰越剰余金の受信料への還元については、多くの賛同の御意見をいただくなど、国民から高い関心が集まったと聞いております。

NHKにおいても、今週13日にNHKが発表した中期経営計画において、2023年度に衛星のチャンネル削減を行うとともに、700億円規模の受信料値下げを行う方針を示しました。

総務省といたしましても、今回のとりまとめにお示しいただいた方向性も踏まえ、受信料の還元制度や公平負担の徹底、民放との連携などについて、法改正を行うなど、国民視聴者からの支持が得られる公共放送の実現にしっかり取り組んでまいります。

誠にありがとうございました。

**【多賀谷分科会長】**

武田総務大臣、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、公共放送の在り方に関する検討分科会、第13回会合を閉会いたします。